

## 平成30年度10月以降の学費についてのお知らせ

### 【就学支援金・授業料減免を申請されたご家庭】

就学支援金・授業料減免を申請された方は、下記のとおり10月15日引落とし分から、学費の引落とし額が変更されます。

#### 《就学支援金のみ適用の方》

就学支援金の審査は終了いたしましたので、10月15日引落とし分から来年3月引落とし分まで、授業料から就学支援金9,900円を差し引いた金額に減額されます。

10月5日（金）までに、4月から9月までの学費全額の納付確認が取れた方（学費未納が無い方）は、10月31日（水）に4月～9月分の就学支援金を学費引落とし口座に振込む予定です。

#### 《授業料減免も適用の方》

授業料減免は現在審査中ですが、授業料減免対象となる住民税額の世帯で、現時点で学校から書類不備等の連絡が行っていないご家庭については、減免が確定するものとして、10月15日引落とし分から来年3月分まで学費の引落としが無くなります。

10月10日（水）までに、4月から9月までの学費全額の納付確認が取れた方（学費未納が無い方）は、4月～9月の納付済み授業料と、10月～来年3月までの学費（施設設備費・実習費・冷暖房費・父母会費）を相殺した差額※を学費引落とし口座に振込みます。

※2年生…10月、11月分の修学旅行積立金も相殺した後の差額

※3年生…12月引落としの卒業関係経費（3万円）も相殺した後の差額

（卒業関係経費は予定額のため、差額が生じた際は12月に追加請求の可能性有）

振込み時期は、11月15日（木）を予定しておりますが、正式な審査結果を待っての対応となりますので、ずれ込む可能性があることをご承知おきください。

学費に未納がない場合、就学支援金は10月中旬までに、授業料減免は10月下旬を目途に、返金額の記載された決定通知を、各ご家庭に郵送いたしますので、現段階でのお電話・メール等でのお問い合わせはお控えください。

◆4月～9月の学費に未納がある方は、完納するまで返金できないため通知は届きません。

◆◆奨励奨学生は学費の納付額が異なるため、上記パターンが当てはまりませんので、決定通知に10月以降の学費について別途記載いたします。

### 【現在就学支援金等を申請していないご家庭】

親権者の死亡、離婚による親権者の変更などで家計の急変が生じた際は、年度途中であっても就学支援金申請が可能になる場合がございます。

ただし、必要な書類が整い県に申請書が受理された翌月からの適用となり、遡ることはできませんので、追加申請を希望される際はお早めに事務局会計課にご相談ください。

## 【2年生の保護者の方へ】

2年生は修学旅行積立金が学費と一緒に引落とされています。

修学旅行に参加予定の場合、4月から10月15日引落とし分の学費に、ひと月分でも未納があると、積立金不足となり参加できなくなりますので、学費納付状況をご確認ください。

修学旅行の積立金引落しは、修学旅行出発当月の11月までとなり、12月に実費と積立金の差額返金がございます。

部活動等で修学旅行に参加しなかった場合は、12月の差額返金の際に積立金を全額返金いたします。（直前キャンセル等で手数料が発生した場合は差し引かれます）

以上